

瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の
一部を変更する協定書

平成25年4月1日

高松市・土庄町

瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する
協定書

高松市（以下「甲」という。）と土庄町（以下「乙」という。）は、瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書（平成24年4月13日締結）による変更後の瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定書（平成22年1月14日締結）に関し、次の条項によりその一部を変更する協定を締結した。

第3条第2号カ(ウ)を次のように改める。

(ウ) 環境への配慮

a 取組の内容

環境意識の向上を図るため、環境学習を通じた圏域住民の交流を推進するほか、環境負荷の少ない自動車の普及促進およびレアメタルや貴金属などの再資源化や廃棄物の最終処分量の減量化を図り、環境に配慮した取組を推進する。

b 甲の役割

- (a) 圏域住民を対象とした環境学習講座等を開催する。
- (b) 環境負荷の少ない自動車の普及を促進するための取組を実施する。
- (c) 乙との情報交換や課題等の検証を行い、連携して使用済小型電子機器等のリサイクルを推進する。

c 乙の役割

- (a) 甲が実施する環境学習講座等について、乙の区域内の住民に周知するほか、開催に当たり必要な措置を講ずる。
- (b) 甲が実施する環境負荷の少ない自動車の普及を促進するための取組について、乙の区域内の住民に対し、周知・啓発を行う。
- (c) 甲と連携して使用済小型電子機器等のリサイクルを推進する。

第3条第2号カ中(エ)を削り、(オ)を(エ)とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 高松市
高松市長

大西秀人



乙 土庄町
土庄町長

岡田好平

